資料２
（相澤委員提出資料）

こどものケアニーズに対応する児童自立支援施設について

相澤　仁

以下の文章は、「児童自立支援施設の高機能化等に関する検討委員会報告書」より一部抜粋したものです。検討するための資料として提出します。

１　高機能化

○中学卒業以降のこどもの支援

中卒児童のニーズがあるにもかかわらず受け入れを実施できていない施設は、問題意識をもって実施するべきである。中卒児童への支援を行っているという施設の中には、義務教育期間中に入所し卒業後もそのまま在所するケースだけを対象とし、中卒児童の新規受入れは行っていないという施設もあるが、新規入所についても受け入れるべきと考える。そのためには、施設整備や専任職員の配置について要望を行うなど具体的に検討を進めていかなければならない。

○医療との連携

児童精神科への通院や医療関係者とのカンファレンスなど、医療専門職でなければ対応困難なケースが増加する中、加えて日常的な健康管理や服薬管理、アレルギー対応などの様々なニーズに対応するため、看護職員を必置とすべきである。また、同様に心理療法担当職員も医療との連携のために配置が必要であると考える。

○学校教育の充実

小学校及び中学校双方の学校教育導入を必須とするとともに、ケアニーズの高いこどもへの対応として、少人数クラスや児童数に合わせた特別支援学級の設置（増設）、専任職員を配置するなどの体制整備を行う必要があると考える。

○アフターケア体制の充実

社会的養護から離れていくこどもに対しては手厚いアフターケアが不可欠であり、実施方法の検討を含めアフターケアに専念できる職員体制の整備と切れ

目のない組織的な支援体制の強化が必要となる。また、児童相談所や市町村の要保護児童対策地域協議会など、地域の関係機関を巻き込んだ支援も必要であると考える。

〇職員の専門性の向上

職員の専門性の向上のためには、夫婦制や交替制それぞれの特徴や課題を理解した上で、中・長期的研修計画に基づく新任職員研修やスーパーバイズ研修などを実施することが大切である。また、児童相談所や要保護児童対策地域協議会など地域の関係機関との人材交流を積極的に行うことにより、専門性の向上につながると考える。

２　多機能化

〇一時保護の受入れ

一時保護所が常に満床状態であるなどそのニーズが高い自治体においては、一時保護専用棟や専用スペースの設置、人員配置についての要望を行うなど、具体的に検討を進めていくべきであると考える。施設機能の有効活用の観点から、自治体や施設の状況に応じて受入れ可能な方法を検討する必要があり、アフターケアやリービングケアの一環としての活用も必要であると考える。

〇通所機能・短期入所機能

アフターケアやリービングケアなどの機能強化を図る上でも、選択的機能のひとつである通所機能、短期入所機能を充実させる必要がある。とくに、退所児童といえども入所児童と別メニューの日課が必要な場合もあるため、適切に対応できる職員配置と施設設備について要望を行うなど具体的に検討を進めていく必要があると考える。

〇地域の専門機関としての役割

児童相談所、市町村、里親会、保護司会、民生児童委員、児童養護施設や小中学校からの研修、その他社会福祉関係の大学や専門学校から実習生等の受入れを行うなど、地域の専門機関としての役割を果たすのみならず、児童自立支援施設に対する理解を深め、さらなる活用を促すことが必要であると考える。とくに、人材交流を行うことで他機関の役割や業務を理解でき、他機関からの信頼にもつながると考える。

３　小規模化・地域分散化について

○小規模化

国が示す小規模グループケア加算を念頭に置きながら、各施設や各自治体の実情に合わせて数名程度（上限８人程度）の範囲の中で運用することが適当と考える。

また、個室化についてはこどもの権利擁護という観点や、精神安定、安心できる場の確保、性問題への対応としてメリットやデメリットを十分に理解の上、居室の個室化を推奨する必要がある。さらに設備面においても同様に、トイレや浴室等を個別に使用できる構造にするなど具体的に検討を進め、要望を行う必要があると考える。

○地域分散化

退所後のアフターケアや家庭復帰に至らないこどもの支援は今後一層の充実が求められるものと考える。自立援助ホーム等地域の社会資源との連携を強化し、退所後の自立支援に繋げていくことは極めて重要である。さらに、児童自立支援施設が自ら地域分散化を実施する可能性も含め、各自治体において自立支援の充実に向けた検討を重ねていく必要があると考える。

４　児童自立支援施設の果たす役割

近年は従前の「枠のある生活」になじむことのできないこども、特別なケアを必要とするこどもの入所が顕著となっている。児童自立支援施設を取り巻く問題は、ますます多様化・複雑化しており、こどもの課題は福祉、医療、教育などにまたがっており、こどもの支援には関係機関との連携が不可欠となっている。夫婦制であれ、交替制であれ、児童自立支援施設には、寮担当職員だけでなく心理療法担当職員や医師または嘱託医、看護職員、学校の教員など総合的に関わるチームアプローチが求められている。

令和４年に「こども基本法」が成立した。今後のこども施策の方向性を示したものであり、その中でも重要なポイントとして、こどもの意見を表明する機会の確保、意見が尊重されるということを明確にされた（こどもの意見表明権)。国や都道府県、社会的養護関係施設等の動向を踏まえ児童自立支援施設において、こどもの意見形成と意見表明にどのように取り組んでいくべきか今後新たに検討すべき課題である。